

【対象者】

- ・卒業後の進路選択を考える上で、より効果的な就労選択に資するアセスメントを実施する必要があるもの
- ・卒業後に就労継続支援A・B型を利用する意向を有するもの（進路に就労継続支援A・B型を含めて検討している場合も含む）

【利用までの流れ】

①利用（実習）の4か月前まで

本人、保護者、支援学校、相談支援事業所（者）において利用意向確認を行う（相談支援専門員がない場合は「りんく」と相談する）

希望がある場合は市の担当者と共有する。

※相談支援事業所は本人の意向等を勘案して就労選択支援事業者を案内する。

②利用（実習）の3か月前まで（児童の判定に最長3か月かかるため）

《障がい福祉課へ申請》

- ・サービス利用申請書、世帯状況・収入等申告書、児童相談所への情報照会の同意書、サービス等利用計画書（案）甲府市様式1～5、理由書（相談支援専門員ではなく、学校や基幹相談支援センターが作成でも可）

《認定調査》

- ・児童相談所の判定を待たず、障がい福祉課が並行して調査を行なう

《支給決定》

- ・原則1ヶ月（月の途中の決定の場合は翌月末迄）

《利用開始前》

- ・サービス担当者会議

《利用開始》

①アセスメント（国の様式を利用）

②多機関連携によるケース会議（就労選択支援事業所が調整）

- ・本人・保護者・相談支援専門員・就労選択支援事業所・就労支援事業所・学校・基幹相談支援センター・市の担当者・医療機関等の関係者 ※下線部は必須
- ・アセスメントシート（案）に基づく議論

③アセスメントシートの作成

- ・ケース会議を踏まえたシートの作成
- ・本人へのフィードバック

#### ④事業者等との連絡調整

- ・就労選択支援事業所は、アセスメント結果を踏まえ各関連機関との適切な支援の提供（進路候補先の情報収集や連絡調整）の為に必要な連絡調整を行う。

#### «利用後»

##### 1・2年生

アセスメント結果を踏まえた実習を展開する

必要に応じて複数回利用も可能とする（基本1年以上の期間を空けるが、1年以内の利用申請は相談支援専門員の理由書（任意）を提出）

##### 3年生

本人の希望とアセスメントを踏まえ、保護者、学校、相談支援専門員等において進路先を決定する。

#### «卒業後の進路に向けて»

卒業後に就労継続支援A・B型を利用する場合は、アセスメントシート・就労選択支援事業所の利用状況がわかるもの（活動記録等の任意書式）を添えて、11月中に障害福祉サービス利用申請を行う。

（サービス利用申請書等申請に必要な書類や通知書は、3年生の10月下旬～11月上旬の間に、障がい福祉課より各支援学校宛てに該当生徒全員分を一括郵送します）

#### «その他»

就労選択支援事業所の空き状況やスケジュール等のやむを得ない理由で就労選択支援事業所を利用できない場合は、事前に市へ相談後に就労移行支援事業所等のアセスメントでも可能とする。